

# 高知大学農林海洋科学部規則

令和5年3月17日  
規則第90号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 高知大学農林海洋科学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本学部は、農林資源・海洋資源の有効活用による持続的社会の創造を志し、農学・海洋科学に関わるデータサイエンスやデジタルトランスフォーメーションの知識を持ち、農林資源・海洋資源の持続的開発・利用や環境保全等の諸課題に対応できる豊かな知識と技能、実践力を併せ持った人材を育成する。

## 第2章 学科

### (学科)

第3条 本学部に次の学科を置き、各学科の目的については、当該各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 農林資源科学科

農林資源の有効活用による持続的社会の創造を志し、俯瞰的に問題を分析し、データに基づく論理的考察により問題の本質を把握し、実際に行動し解決できる能力を有するとともに、農林業に関わるフィールド科学又は農芸化学に関する専門的な知識並びに農林業に関わるデータサイエンスやデジタルトランスフォーメーションの知識を併せ持った持続的資源開発・利用、環境保全等の諸課題や6次産業化に対応できる実践力のある専門人材を育成する。

#### (2) 海洋資源科学科

海洋資源の有効活用による持続的社会の創造を志し、俯瞰的に問題を分析し、データに基づく論理的考察により問題の本質を把握し、実際に行動し解決できる能力を有するとともに、海洋生物生産、海底資源環境又は海洋生命科学に関する専門的な知識並びに海洋科学に関するデータサイエンスやデジタルトランスフォーメーションの知識を持ち、海洋資源管理の諸課題に対応できる技能と実践力を併せ持った海洋専門人材を育成する。

### 第3章 入学

#### (入学志願手続)

第4条 入学志願者は、所定の期日までに、本学所定の願書を提出しなければならない。

#### (選考方法)

第5条 入学者の選考方法は、教授会で定める。

#### (入学者の決定)

第6条 入学者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

### 第4章 授業

#### (授業科目及び単位数)

第7条 授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

#### (履修科目)

第8条 学生は、学期の初めに履修する科目を定め、履修登録をしなければならない。

2 履修登録できる単位数の上限を定める。その取扱いについては、別に定める。

### 第5章 単位の認定及び成績の評価

#### (単位の認定)

第9条 授業科目の修了及び成績は、試験又はこれに代わるべき方法、平常成績、出席状況等によって、担当教員が判定し、単位を与える。

2 科目試験は、学期又は学年の終わりにおいて行うほか、随時行うことがある。

3 単位数の計算基準は、別に定めるところによる。

#### (出席日数)

第10条 学生は、原則として当該科目につき授業時数の3分の2以上出席しなければ、単位認定を受けることができない。

#### (成績の評価)

第11条 成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

### 第6章 卒業

#### (卒業の要件)

第12条 本学部を卒業するためには、本学学則第28条に規定する修業年限を満たし、高知大学農林海洋科学部履修規則に定める必要科目の単位を修得しなければならない。

#### (早期卒業)

第13条 前条の規定にかかわらず、3年以上在学し、卒業に必要な科目の単位を優秀な成

績をもって修得したと認められる者は、教授会の議を経て卒業を許可することがある。その取扱いについては、別に定める。

(他の大学等の在学年数及び単位の通算)

第14条 卒業に必要な在学年数及び単位には、他の大学等における在学年数及び履修した科目の単位数を教授会の議を経て、通算することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第15条 学則第49条又は第50条に該当する学生があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

(卒業者の決定)

第16条 卒業者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第17条 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

#### 第7章 編入学、転入学、転学、転学部等

(編入学)

第18条 本学部に編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

(転入学、本学部への転学部)

第19条 他大学又は他学部の学生で、本学部に転入学又は転学部を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

(転学科、転コース)

第20条 本学部において、他学科又は他コースに転じようとする場合は、前条の規定に準ずる。

(転学、他学部への転学部)

第21条 本学部の学生で、他大学又は他学部に転ずることを志願する者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

(転じる時期)

第22条 第18条から前条までの規定により転じる時期は、学年の初め1回とする。

#### 第8章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生)

第23条 本学部の研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として入学を願ひ出る者がある

ときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 研究生等の取扱いその他については、別に定める。

## 第9章 雑 則

(学部長への委任)

第24条 前章までの規定に定めるもののほか、本学部の教育に関する事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。